

## 異動に関わる、学校生協の取扱いについて

- 満60歳に達した後の3月31日を迎える方について。  
異動・退職発表後(3月下旬頃)、「脱退」「継続」の専用書類を該当者自宅宛てに送付いたします。
- 早期退職される方について。  
2月に「脱退」「継続」の専用書類を各所属に送付いたします。
- 退職後の学校生協の利用について。継続していただける場合。
  - 再任用者で、職員番号が現職時と同じ方については現職同様給与控除での取り扱いができます。
  - 保険の取扱いについては、「脱退・継続申込書」の保険取扱い一覧をご覧ください。
  - お預かりしております出資金については、3万円以上の部分について減資できます。
  - 希望により、毎月カタログ・チラシを無料で自宅にお届けします。商品の配送も無料です。
  - ガソリンカード等のサービス事業についても、現職時同様に利用できます。
  - 唯一現職時との違いは、代金請求方法が毎月15日の口座引落となるだけです。
- 市町村教育委員会(福島・郡山・須賀川・南相馬を除く)に異動される方について。
  - 保険料等の品代金は、引落口座を設定していただき、毎月25日に口座引落での請求となります。  
(異動発表後に、書類を該当者に送付いたします)
- 福島・郡山・須賀川・南相馬教育委員会に異動される方について。
  - 手続は必要ありません。所属にて給与控除となります。
- 県外派遣、福島学園、(那須・磐梯・舘岩)自然の家に異動される方について。
  - 保険料等の品代金は、引落口座を設定していただき、毎月25日に口座引落での請求となります。  
(異動発表後に、書類を該当者に送付いたします)
- 福島大学附属幼・小・中・特別支援校に異動される方について。
  - 保険料等の品代金は、引落口座を設定していただき、毎月19日に口座引落での請求となります。  
(異動発表後に、書類を該当者に送付いたします)
- 県教育庁に異動される方について。
  - 手続は必要ありません。所属にて給与控除となります。
- 市町村教育委員会・福大附属・県外派遣・福島学園、(那須・磐梯・舘岩)自然の家から、県の給与控除ができる所属に異動される方について。
  - 異動先所属でA口座が設定された翌月から、給与控除となります。よって、4月分は、※1になります。  
(※1)1. 福島・郡山・須賀川・南相馬市教育委員会:振込用紙 1以外の異動前所属:口座引落
- 知事部局に異動される方について。
  - 退職扱いとなるため、1月に「脱退」「継続」の専用書類を各所属に送付いたします。
- 海外派遣に異動される方について。
  - 手続は必要ありません。所属にて給与控除となります。